必要書類のご案内

Ｂ．遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合

	書類名等	入手先	チェック
１．お客様にご準備・作成していただく書類	相続手続依頼書	肥後銀行	□
	相続に関する委任状	肥後銀行	□
	遺産分割協議書 (相続人全員の署名、捺印があるもの)	―	□
	お亡くなりになった方の通帳・証書	―	□
	相続手続代表者様のご本人確認書類 (運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)	―	□
２．公的機関等へ請求し、ご提出いただく書類	法定相続情報の証明書（注 1） （法定相続情報一覧図の写し）	法務局 （登記所）	□
	すべての相続人様の印鑑証明書	市区町村役場	□

（注 1）取得に必要な書類は別途法務局へご確認ください。お取引内容や被相続人・相続人の状況により戸籍謄本での対応が可能な場合もあります。その場合、「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（代襲相続が発生している場合は、被代襲相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本も必要）」をご提出ください。